

別記様式第1号(第四関係)

志賀町活性化計画

いしかわけん しかまち
石川県志賀町

令和3年8月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	志賀町活性化計画						
都道府県名	石川県	市町村名	志賀町	地区名(※1)	志賀町	計画期間(※2)	令和3年度～令和5年度

目 標 : (※3)

農業者の高齢化や農産物の価格低迷による後継者不足とともに本町の人口減少とも重なり、地域産業の活力低下が顕著となっていることから、地元農産物を活用した農産加工品を製造販売する企業を誘致することで、雇用創出による定住人口の確保と農産物の販路拡大や付加価値の向上等による農業振興の相乗効果により、農村の活性化を図る。

具体的には、企業誘致による農産物の一次加工を行う施設を、新たに農産物の生産地に近い場所で整備し、志賀町で栽培され能登野菜に指定されている「さつまいも」、「かぼちゃ」等を使用した一次加工品を製造・販売することで、企業の持つ販売のネットワークと能登の豊かな風土を相互に活用した生産・加工・販売体制を構築し、当該地域への所得向上や雇用創出による定住促進を図る。

本計画における定住の指標は、計画期間(令和3年度～令和5年度)の転入人口の平均で、335人/年の維持を目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

志賀町は能登半島中央部に位置し、東西12.7km、南北31.0kmと南北に細長く、西側は日本海に面し、面積は246.76km²で、まちの土地は、林野が約66%を占め、経営耕地が約12%、宅地が約3%、その他が約19%となっている。平成23年6月には、優れた自然景観や農林水産物、伝統文化や風習などが総合的に評価され、本町を含む能登(4市4町)の里山里海が世界農業遺産に認定されている。

古くから農林漁業が基幹産業であり、平成27年の第一次産業人口割合は、10.0%と石川県全体(3.1%)と比較して高い割合を示しているが、年々減少傾向にある。特産品としては、農業では、コシヒカリなどの稲作のほか、ころ柿(干し柿)、能登すいかなどがあり、町内2箇所の道の駅(ころ柿の里しか、とぎ海街道)などで、これらの農産物の直売が行われている。

町土の大半は緑豊かな丘陵地帯となっており、日本海に面した平野部には、志賀地域・富来地域それぞれに市街地が形成されている一方、まちの中央部には、原子力発電所や能登中核工業団地といった産業が集積しており、これらとアクセスする国道249号や志賀富来線などの南北幹線道路が縦貫し、町の東部には広域的なネットワークを形成する「のと里山海道」が整備され、それぞれ本町の重要なネットワークとなっている。

現状と課題

志賀町の農業は、水稲が主であり、基盤整備の進展や人農地プランの作成に伴い、担い手に農地集積が進み経営基盤の強化が図られているが、米消費量の減少による米価の低迷や転作作物への転換拡大により農業経営の不安定化は依然として続いている。特産物としては、ころ柿、能登すいかが生産され農業者の所得向上に寄与しているが、さつまいもやかぼちゃ等、次に続く作物は生産量、販売額とも低迷しており、以前に大規模に作付けされていた葉たばこは、喫煙環境の変化による消費量の減少により耕作者数・面積ともに大きく減少している。葉たばこの耕作跡地は優良農地が多く一部の農地でさつまいも等の作付けが行われているが、価格低迷や担い手不足により不作付地も多い。新規就農者を含めた担い手の育成・確保や農地の活用を促進し、生産量の少ない能登野菜が地域の特色ある農産物として産地化・ブランド化を果たすには、全国に販路を持つ業者が地域にはいないことから、農産物の多様な加工・販売のノウハウを有する業者との連携による販路拡大や付加価値の向上を図るといった新たな転換が必要である。

また、町内にある能登中核工業団地等には企業が多く立地し、若者の定住、就業機会の確保に重要な役割を担い、兼業農家等の受け皿になってきたが、景気低迷で、企業の大規模な設備投資に慎重なうえ、グローバル化に伴う価格競争力の低下や海外移転などにより、産業別就業人口は、第1次・第2次産業とも減少が続いている。世界農業遺産「能登の里山里海」の地域を活かし、観光による交流人口の拡大や特産品の生産、加工、販売を通じて地域のブランドイメージを高めると同時に、所得向上、定住、雇用の促進を図り、地域の活性化につなげることを目指す必要がある。

今後の展開方向等(※4)

社会構造の変革により、環境や社会に配慮したSDGsへの取り組みが企業にも求められており、こうした企業のニーズと世界農業遺産「能登の里山里海」の地域イメージをマッチングした事業を新たに展開するもので、企業の持つ加工技術や販売ネットワーク、能登野菜のブランド力を相互に活用し、相乗効果による所得の向上や雇用の創出を目指すものである。

具体的には、企業誘致による農業参入に加え、本事業による農産物加工施設を建設し、原料調達面で地元農業者やJAとも協力しながら志賀町で生産されている「さつまいも」、「かぼちゃ」等を使用した一次加工品を製造し、国内大手製パンメーカーのサプライチェーンの一端を担う企業と連携することで、加工による販路拡大や付加価値の向上、知名度の向上を図るとともに、加工施設新設による従業員の新規雇用、定住を促進する。

「さつまいも」は砂地で栽培されていた葉たばこの耕作跡地の活用が図られ、「かぼちゃ」は水田の転作作物として本町の地域戦略作物に指定しており、農地の有効活用、耕作放棄地の発生防止にもつながり、生産拡大による所得向上や新規就農者を含めた担い手の確保による農業経営の安定化、定住の促進を目指す。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
志賀町	志賀町	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	大洋農産加工(株)	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
志賀町	志賀町	志賀町企業立地促進雇用拡大補助金事業 (土地取得費、敷地造成費)	大洋農産加工(株)	国交付金対象外の土地取得費及び敷地造成費用に係る費用の15%以内(限度額 5,000万円)を助成

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であつて、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

志賀町地区(石川県志賀町)	区域面積(※2)	24,676ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の面積は、24,676ha(町総面積)で、農林地面積は19,076ha(耕地総面積 2,920ha[農林水産省「作物統計調査」]+林野面積 16,156ha[2015年農林業センサス])で、区域面積の約77.3%を占め、区域内全就業者数9,884人に対する農林漁業従事者数986人の割合は、10.0%である。[平成27年国勢調査] 農業就業者は、過疎化、高齢化、担い手への農地集積等により減少しているが、農地の基盤整備も同時に進み、経営規模拡大による経営の安定化が図られ農地の計画的な利用促進が行われている。また、区域内は丘陵地が多い地形から林地を供給源とするため池が多数点在しており、農地への農業用水の供給機能を担っている。よって本区域は農業が重要な産業となっている。		
②法第3条第2号関係: 平成22年から平成27年における区域内の人口(H22:22,216人 → H27:20,422人で1,794人減少)及び農林漁業従事者数(H22:1,122人 → H27:986人で136人減少)ともに減少しており、人口に占める生産年齢(15～64歳)人口(H22:12,233人 → H27:10,136人で2,097人減少)の減少は顕著となっている。地域の活性化には生産年齢人口の減少を抑制する必要があるが、こめためには農林水産業・商業・工業が連携し、新たな加工品・ブランド品の開発や6次産業化を推進するなど、地域産業を育成し、定住促進を図ることが、農村地域の共同活動などの担い手が確保され、農村の自然環境、伝統文化など多くの地域資源の適切な保全管理に繋がり、地域の活性化に資する。		
③法第3条第3号関係: 志賀町の中には一部に都市計画区域はあるが、「区域区分が定められていない都市計画区域」となっており、市街地を形成している区域を含んでいない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画では、地元農産物を活用した農産加工品を製造する農産物処理加工施設の整備により、加工品を含めた農産物の販路拡大や付加価値の向上を図るとともに、雇用創出による移住定住人口の確保を推進するものである。

その定量的な効果検証を行うための目標の指標値を活性化区域内に住民票を移す「転入者数」とし、住民基本台帳に基づくデータの提供により、志賀町農林水産課で達成状況を検証・評価するとともに、その結果を公表する。

また、加工品原料となる農産物の計画的な調達に、志賀町、JA及び農業者組織等が一体となり、原料の安定的な供給体制を構築し、地域の活性化を推進する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。